

健康保険が使えない場合とは？

健康保険が使えるケース、使えないケース

医療機関で医療を受けたとき、健康保険が使えない場合があります。

病気やけがとみなされないものなどには健康保険は使えません。

また、介護保険や労災保険の対象となる場合には、そちらが優先されます。

こんなとき
健康保険は使えません

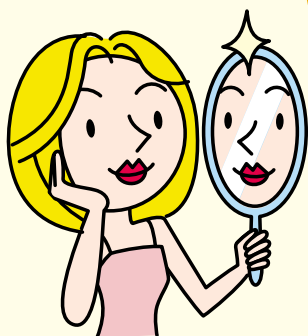
病院などの医療機関で診察や投薬などの医療を受けたときには、健康保険を使うことができます。しかし、なかには健康保険が使えない場合があります。

たとえば美容整形など、病気やけがとはいえないものに対する治療は、健康保険の対象外です。ほかに、大学病院で研究中の治療や薬など、健康保険で認められていないものについては、給付の対象外となります。

労災保険や介護保険が
適用されるケース

たとえ健康保険が使える場合でも、労災保険や介護保険の対象となる場合には、そちらが優先されます。勤務中や通勤途中の病気やけがは、健康保険ではなく、労災保険で補償されます。また、介護保険と健康保険の両方から給付が受けられる場合には、介護保険からの給付が優先されるため、健康保険からの給付は行われません。

健康保険が使えないケース



病気やけがとはいえないもの

- ・単なる疲労やけん怠
- ・美容整形や近視の手術
- ・正常な妊娠、出産
- ・予防注射
- ・健康診断、人間ドック など



健康保険で認められていない薬や治療

- ・研究中などの特殊な薬や治療
- ・健康保険の適応外での医薬品の使用 など



医療に直接 かかわらないもの

- ・往診を受ける際の医師の交通費
- ・特別室の差額ベッド代 など



その他の制限

- ・故意の犯罪行為や故意の事故を起こしたとき
- ・けんかや酔っぱらい、麻薬中毒による事故を起こしたとき
- ・不正な行為によって給付を受けようとしたとき
- ・正当な理由なく、医師や健保組合の指示に従わなかったとき など